

ゆず振興対策協議会負担金交付要綱 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
第1条～15条（略）	第1条～15条（略）
附則 （施行期日）	附則 （施行期日）
1（略） （失効期限等）	1（略） （失効期限等）
2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された負担金については、第6条第2号及び第6号から第8号まで、第8条第3項、第10条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された負担金については、第6条第2号及び第6号から第8号まで、第8条第3項、第10条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
<u>附則</u> <u>この要綱は、令和6年5月15日から施行する。</u>	<u>追加</u>